

神石郡軟式野球連盟規約 (案)

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、神石郡軟式野球連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

本連盟は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「全軟」という。）広島県支部（広島県軟式野球連盟＝以下「県軟」という。）に加盟し、県軟の東部支部に所属し神石地区としての責務を負い、かつ権限を有する。

第2条 本連盟の事務所は、事務局長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、アマチュアスポーツとしての正しい軟式野球の普及と健全な発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 「全軟」の主催又は後援する全国、野球大会の県予選の主管及び後援。
- (2) 「県軟」の主催又は後援する全国、野球大会の主管。
- (3) 前1号及び2号以外の本連盟並びに他支部等独自の野球大会の主催、後援、公認及び協賛。
- (4) 野球規則の普及に関する事項。
- (5) 軟式野球の普及、発展及び技術向上に関する指導、研究。
- (6) 審判員の養成並びに審判技術の向上に関する指導、研究。
- (7) 軟式野球功労者（個人、団体）の表彰及び推薦。
- (8) 神石高原町三和野球場の施設管理業務。
- (9) その他本連盟の目的達成に必要な事項。

第3章 会員及び組織

第5条 本連盟の会員は、第2章の趣旨に賛同する者で構成し、正会員及びチーム会員とする。

第6条 正会員は、第2章の趣旨に賛同する者とする。

第7条 チーム会員は、一般チーム、壮年チーム、シニアチーム（50歳以上）、少年チーム、学童チームとし、全軟規約第1条会員中チーム編成の要件を具備するものとする。（登録は男女を問わない。）

第4章 専門部

第8条 本連盟は、第2章の目的及び事業の遂行のため、次の専門部を設けることができる。

- (1) 施設指定管理部

施設指定管理部は、会長が代表となり、副理事長が施設指定管理部長を兼任し、神石高原町三和野球場の指定管理業務の一切を執り行わなければならない。

(2) 審判部

審判部は、登録審判員で構成のうえ審判部長が代表を兼任し、審判員の技術の向上と審判員としての自己研鑽を醸成しなければならない。

第5章 加盟及び脱退

第9条 チームの登録は、別に定める期日までに、登録申込書に登録料を添え、本連盟に申請しなければならない。

第10条 前条の申請を受理した本連盟は、直ちに県軟に申込書と登録料を提出しなければならない。

第11条 チームの代表者は、その登録事項に異動が生じた時は、直ちに本連盟にその旨を届出なければならない。

第12条 会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 第7条に定める条件を具備せず、不適格と認められたとき。
- (2) 自ら脱退の意思を表明したとき。
- (3) 除名の処置をとられたとき。

第6章 役員

第13条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 副理事長 1名（施設指定管理部長を兼任）
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計長 1名
- (6) 施設指定管理部長 1名（副理事長が兼任）
- (7) 審判部長 1名（必要に応じて選任）
- (8) 審判長 1名
- (9) 副審判長 若干名
- (10) 審判部 若干名
- (11) 監事 2名
- (12) 理事 若干名（登録チームより代表者1名ずつ）

2 前項のほか、最高顧問、名誉会長及び顧問を置くことができる。

第14条 本連盟の役員は、次により選出する。

- (1) 会長、理事長及び副理事長は、会員及び学識経験者より推挙し、総会において決定する。
- (2) 事務局長、会計長、施設指定管理部長、審判部長、監事は、会長が会員より推挙し、総会において決定する。
- (3) 審判長、副審判長及び審判部員は、審判部長が審判資格保有者より推挙し、総会において決定する。
- (4) 理事は、登録チームより各1名を推薦し、総会において決定する。
- (5) 最高顧問、名誉会長及び顧問は、総会の推挙により会長が委嘱する。

第15条 本連盟の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し会務を統括する。
- (2) 理事長は、理事会を代表し会務を執行するとともに、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。また、施設指定管理部長を兼ねる。
- (4) 事務局長は、本連盟の会務を掌理する。
- (5) 会計長は、本連盟の会計を掌理する。
- (6) 審判部長は、第8条で定める審判部の育成業務を司る。
- (7) 審判長は、審判部長を補佐するとともに、審判部長事故あるときは、その職務を代行する。
- (8) 副審判長は、審判長を補佐するとともに、審判長事故あるときは、その職務を代行する。
- (9) 監事は、会計全般を監査する。
- (10) 理事は、本連盟の議決案件を審議する。

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じその補充によって就任する役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期満了による再任を妨げない。ただし、再任時において役員にあっては75才、審判員にあっては65才に到達している場合は、本人の意向を最大限に尊重するものとする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第7章 会議

第17条 本連盟の会議は、総会、役員会及び理事会とする。また、必要に応じて、専門部会を開催することができる。

第18条 会議は会長が招集し、会議の議長は会長がこれにあたる。

第19条 会議の成立及び議決は、次による。

- (1) 会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- (2) 会議にやむを得ない理由で出席できない役員は、あらかじめ書面をもって表決を議長に委任することによって出席したものとみなす。
- (2) 会議の議事は、出席者の過半数の議決をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

第20条 総会は、毎年1回（2月）開催する。ただし、会長が必要と認めたととき、または理事会の要請があったときは、臨時に開催することができる。

第21条 総会は、会長以下全役員で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項。
- (3) 役員の選出及び承認に関する事項。
- (4) 規約の改廃に関する事項。
- (5) 本連盟の運営に関する事項。

(6) その他重要案件事項。

第22条 役員会及び理事会は、会長または理事長が必要と認めたとき、または役員及び理事の過半数の要請があつたときに開催することができる。

第23条 役員会は、会長、事務局長、審判部長及び会計長をもって構成し、本連盟の運営に関する重要事項を審議する。

2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成し、登録チームが抱える課題について審議し、役員会に諮る。また、理事長が必要と認めたときは、事務局長は理事会に出席することができる。

第24条 緊急を要する事項で総会に諮る時間がないときは、役員会で代行することができる。ただし、この場合は、次の総会で承認を得なければならない。

第8章 会計

第25条 本連盟の経費は次に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 加盟金
- (2) 助成金
- (3) 寄付金
- (4) 事業収入金（試合参加料）
- (5) 施設指定管理委託金
- (6) その他収入金

第26条 会員は、本連盟の定める加盟金を納入しなければならない。

2 加盟金の金額は、総会において決定する。

第27条 本連盟の会計に剰余金が生じたときは、総会の承認を得て、その一部を別途積立金として積立てることができる。また、これを使用するときは、総会の議決を要する。

第28条 本連盟の会計全般について、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第29条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第9章 附則

第30条 本規約に規定されていない事項については、役員会の議決により運営するものとする。

第31条 本規約は、平成28年2月24日から施行する。

第32条 本規約は、平成29年2月23日から一部改正し施行する。

第33条 本規約は、平成30年2月21日から一部改正し施行する。

第34条 本規約は、令和2年2月2日から一部改正し施行する。

第35条 本規約は、令和3年2月13日から一部改正し施行する。

第36条 本規約は、令和6年2月25日から一部改正し施行する。

第37条 本規約は、令和7年2月22日から一部改正し施行する。

神石郡軟式野球連盟役員			
			敬称略
役職名	令和5～6年度	令和7～8年度	
	名前	名前	(兼務職)
会長	梅岡健治	梅岡健治	
理事長	木野山孝志	門田茂	
副理事長	山本喜久	瀬尾明彦	(施設指定管理部長)
	門田茂	—	
事務局長	瀬尾明彦	内藤弘巳	
事務局次長	青木原秋信	竹中大二	
会計長	内藤弘巳	青木原秋信	
審判部長	—	—	
審判長	塚本真文	塚本真文	
副審判長	大本優	大本優	
	三石伸一	三石伸一	
監事	竹中大二	佐々木貴規	(イーグルス)
	—	高橋猛	(神石高原J)
理事	石本貴司	石本貴司	(イーグルス)
	上原直也	上原直也	(アルバトロス)
	藤井真	藤井真	(神石オックス)
	竹安幸二	竹安幸二	(神石高原J)
* 規約第15条第1項各号の規定により、			
(3号)副理事長は、施設指定管理部長を兼任する。			
* 監事の輪番			
イーグルス ⇒ 神石高原J ⇒ 神石オックス ⇒ アルバトロス			